

動物用医薬品特例店舗販売業で多い違反事例

北海道石狩家畜保健衛生所

1 店舗における掲示事項の不掲示 規則第98条、第106条

店舗の見えやすい場所に**許可証（原本）**と以下の事項を**掲示**しましょう。

① 店舗の許可区分 ② 店舗販売業者の氏名又は名称	許可証の掲示に代えて可
③ 相談時の対応方法に関する解説 ④ 相談に応ずる電話番号 その他の連絡先	許可証とは別に 掲示が必要

【③～④の記載例】

- ・営業時間内及び営業時間外（※）で相談への対応が可能な時間と相談先について記載しましょう。
- ・曜日で異なる場合は、曜日毎に書き分けてみましょう。

動物用医薬品に関するご相談は下記にて承ります。

曜日	営業時間内	営業時間外（※）
月～金	10:00～18:00	18:00～22:00
土	9:00～17:00	17:00～22:00
ご相談 承り先	サービスカウンター または 電話（011-×××-××××）	電話（011-×××-××××）

※ 営業時間外に相談を受付けない場合、記載は不要です。

2 動物用医薬品の保管、陳列不適 法第57条の2

医薬品は、**その他のものと区別して貯蔵、陳列**しましょう。

3 指定品目以外の動物医薬品販売 法第83条の2の3、法27条

許可証に記載されていない医薬品は、販売・貯蔵しないようにしましょう。

4 廃休止・変更等の未届出

法第38条第1項で準用する法第10条第1項規則第112条

「事前の届出（申請）」が必要な事項

- 1 店舗の名称
- 2 相談に応ずる電話番号その他の連絡先
- 3 特定販売（※）の実施の有無
- 4 特定販売を実施中の場合は、以下の事項
 - ・使用する通信手段
電話、FAX、インターネット等
 - ・申請書に記載した店舗の名称と異なる名称を広告等に表示するときはその名称
 - ・主たるホームページのアドレス
- 5 販売指定品目の追加指定（申請）

「事後の届出」が必要な事項 ※事後30日以内

- 1 特例店舗販売業者の氏名、名称、住所
- 2 法人の場合は、薬事に関する業務に責任を有する役員
- 3 構造設備の主要部分
※医薬品の保管・陳列場所を変更した場合も含む
- 4 薬事に関する兼営事業の種類
- 5 販売指定品目の廃止
- 6 特例店舗販売業の廃止、再開

※ 特定販売とは、電話・FAX・インターネット等で注文を受け、店舗以外の場所にいる者へ配送・郵送等で販売することをいいます。
特例店舗販売業は、インターネット販売や石狩管外への特定販売はできません。

参考 動物用医薬品特例店舗販売業の概要

医薬品は明るくて清潔な申請した場所に、他のものと区別して保管・陳列しましょう。

許可証に記載された販売指定品目の医薬品のみを販売しましょう。

許可証（原本）は店舗の見やすいところに掲示しましょう。

取扱う医薬品の区分、相談応需の解説等も掲示しましょう。

店舗のみで販売しましょう。
（販売契約が成立していない医薬品を持ち歩いて販売することはできません）

医薬品の販売時に、相手方の状況（使用経験の有無など）を確認し、用法用量・注意事項など医薬品の適正使用のための情報提供に努めましょう。

取扱う医薬品の説明書の写しをファイリングしておくことで情報提供時に活用できます

動物用医薬品販売業に係る各種手続き方法や様式を、北海道石狩家畜保健衛生所のホームページに掲載しています。

「トップページ」 → 「各種申請書様式」

<http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/youshiki.htm>

北海道石狩家畜保健衛生所

〒062-0045 北海道札幌市豊平区羊ヶ丘3番地

電話：011-851-4779 FAX：011-851-4780